

国会公契第17号
国北予第18号
令和6年12月13日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 地 理 院 殿
国土技術政策総合研究所長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

「工事請負契約書の制定について」の一部改正について

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和6年法律第49号)の一部が令和6年12月13日に施行されることに伴い、「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)を下記のとおり改正し、令和6年12月13日以降に契約を締結する工事から適用することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 一 (略) 二 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項第2号に規定する者をいう。以	(現場代理人及び主任技術者等) 第10条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。 一 (略) 二 (A) [] 主任技術者 (B) [] 監理技術者 (C) 監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。

下同じ。) 三 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。) [注] (B)は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>建設業法第 26 条第 3 項第 2 号</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。 [] の部分には、同法第 26 条第 3 項本文の工事の場合に「専任」の字句を記入する。 2 ～ 5 (略)	以下同じ。) 三 専門技術者（建設業法第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。) [注] (B)は、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合に、(A)は、それ以外の場合に使用する。(C)は、(B)を使用する場合において、<u>建設業法第 26 条第 3 項ただし書</u>の規定を使用し監理技術者が兼務する場合に使用する。 [] の部分には、同法第 26 条第 3 項本文の工事の場合に「専任」の字句を記入する。 2 ～ 5 (略)
--	--